

「電力規制改革」(1) ライセンス制

丸山 真弘

本稿では、国会で審議が進められている電気事業法改正案（第 2 弾）により実施される新制度を 4 回に分けて解説する。今回は、小売全面自由化に合わせて導入されるライセンス制について考えてみたい。

これまでの電気事業法では、一般の需要に応じて電気を供給する一般電気事業者を主な規制対象としてきた。一般電気事業者は、供給区域内の現在と将来の需要に応じ電気を供給する義務を負っており、その事業の中には送配電や発電の事業が当然含まれると考えられていた。

小売部分自由化後の新規参入者である特定規模電気事業者は、一般電気事業者が自らの事業を営むために維持し、安定的な運用を行っている送配電網を託送という形で利用して、事業を営むものとされた。一般電気事業者は、自由化対象の需要に対しても、最終保障という形で供給に対する最終的な責任を負うことになっていた。

また、卸電気事業者や卸供給事業者も、一般電気事業者に対して電気を供給する者と位置づけられていた。

改正案では、小売全面自由化の実施により、既存事業者・新規参入者という区別を撤廃する観点から、一般の需要に応じ電気を供給する行為を小売供給として位置づけた上で、小売供給を行う事業のうち、送配電・発電に該当する部分を除く事業を営む者を小売電気事業者として位置づけ、登録を求めることにした。

小売電気事業者には、契約した供給の相手方の現在の需要に応じるための供給力の確保は義務付けられるものの、将来の需要に応じることまでは義務付けられていない。その一方で、需要家保護の観点から、契約条件の説明、契約時の書面の交付、苦情や問い合わせへの適切かつ迅速な対応が義務付けられている。

従来的一般電気事業者の送配電部門は、許可を要する一般送配電事業者とされ、送配電網の需給バランスの維持とともに、最終保障サービスと離島のユニバーサルサービスの実施が義務付けられている。JPOWER の送電部門は送電事業者とされ、特定電気事業者の送配電部門は特定送配電事業者とされている。

発電については、自ら維持、運用する一定規模以上の発電設備を用いて、事業用の電気を発電する事業を営む者を幅広く発電事業者として扱い、届出を求

めることとされた。発電事業者に対しては、一般送配電事業者の用に供する電気の発電・供給に対してのみ事業法上の供給義務が課せられる。

電気事業法改正案(第2弾)における ライセンス制の概要

現行法		具体的には		改正案		
電気事業者	卸電気事業者	許可制	JPower	送電	送電事業者	許可制
			日本原電	発電	発電事業者*	届出制
	一般電気事業者	許可制	10電力会社	発電		
				送配電		
				小売	小売電気事業者	登録制
	特定規模電気事業者	届出制	エネット他**	小売	発電事業者*	届出制
				発電		
	特定電気事業者	許可制	六本木ES他	小売	小売電気事業者	登録制
				送配電	特定送配電事業者	届出制
				発電	発電事業者*	届出制
卸供給事業者/(規制なし) 概念なし/(規制なし)	新日本製鐵 日本製紙 コスモ石油 他	概念なし/(規制なし)*				

*一部の小規模な事業者は、発電事業者としての規制を受けないことになる予定

**従来の特定規模電気事業者が自営線による供給を行っている場合は、改正案では特定送配電事業者